

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及

G7広島首脳コミュニケ

(2023年5月20日)

- ✓ **軍縮・核不拡散**: 全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを採ることによる、核兵器のない世界の実現に向けた我々のコミットメントを表明。より安定し、より安全な世界を作るための軍縮・不拡散の取組の重要性を再確認。核兵器不拡散条約(NPT)は、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎。
- ✓ **イラン**: イランは決して核兵器を開発してはならない。イランの信頼に足る民生上の正当性がなく、実際の兵器関連の活動に危険なほど近づいているイランの核計画の継続したエスカレーションを深く懸念。本問題解決には、外交的解決が引き続き最善の方法であり、包括的共同作業計画(JCPOA)は引き続き、有益で参考となるもの。イランに対し、核不拡散及び保障措置に関する義務を含む法的及び政治的コミットメントを履行するために、迅速かつ具体的な行動をとることを求める。
- ✓ **北朝鮮**: 北朝鮮による前例のない数の不法な弾道ミサイル発射を強く非難。核実験又は弾道ミサイル技術を使用する発射を含め、不安定化をもたらす又はエスカレートさせるいかなるその他の行動をも自制するよう求める。また我々は、関連する国連安保理決議に従った、核兵器及び既存の核計画、並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄という目標への揺るぎないコミットメントを改めて表明。不法な大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を優先すると北朝鮮の選択を懸念。北朝鮮に対し、日本、米国及び韓国からのものを含め、繰り返し提示されてきた対話の申出に応じるよう求める。
- ✓ **原子力安全、核セキュリティ等**: G7諸国は、現在のエネルギー危機に対処するため、既存の原子炉の安全、確実、かつ効率的な最大限の活用にコミット。これらの諸国はまた、国内及びパートナー国において、高度な安全システムを有する小型モジュール炉及びその他の革新炉などの原子炉の開発及び建設の支援、核燃料を含む強固で強靱な原子力サプライチェーンの構築並びに原子力技術及び人材の維持・強化にコミット。ロシアへの依存を減らすため、志を同じくするパートナーと協働する。G7は、最高水準の原子力安全及び核セキュリティが、全ての国及びそれぞれの国民にとって重要であることを強調。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の着実な進展と共に、IAEAと共に行われている日本の透明性のある取組を歓迎。

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 ウクライナに関するG7首脳声明

(2023年5月19日)

● ロシアによる核使用の威嚇等

- ✓ ロシアのウクライナに対する違法で、不当で、いわれのない侵略戦争に対して一つに結束するという我々のコミットメントを再確認。我々は、ロシアによる明白な国連憲章違反及びロシアの戦争が世界へ与える影響を最も強い言葉で非難。
- ✓ ロシアに対し、進行中の侵略を止め、国際的に認められたウクライナの領域全体から即時、完全かつ無条件に部隊及び軍事装備を撤退させるよう強く求める。ロシアがこの戦争を始め、この戦争を終わらせることができる。ロシアによるウクライナ侵略は、国際法、特に国連憲章の違反を構成する。
- ✓ ロシアの無責任な核のレトリック、軍備管理体制の毀損及びベラルーシに核兵器を配備するとの意図は危険であり、受け入れられない。我々は、ロシアのウクライナ侵略の文脈における、ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されないとの我々の立場を改めて表明。

● 原子力安全、核セキュリティ:

- ✓ ロシアによるザポリジヤ原子力発電所(ZNPP)の著しく無責任な占拠及び軍事化に対し、最も重大な懸念を表明。
- ✓ IAEAの専門家の継続的な駐在及び現場における原子力安全と核セキュリティの確保に焦点を当てることを含む、ウクライナにおける核物質と原子力施設の原子力安全及び核セキュリティを強化し、並びに保障措置の適用を強化するためのIAEAの取組を支持。
- ✓ IAEA事務局長による「原子力安全及び核セキュリティに不可欠な7つの柱」への支持を再確認し、いかなる状況においても原子力施設の安全と核セキュリティを確保し、及び促進することの重要性を強調。この文脈で、我々は、この目的のためのウクライナにおけるIAEAの取組に対するG7の貢献を強調し、他国にも支援の提供を求める。

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 核軍縮に関するG7広島ビジョン-1

(2023年5月19日)

- **核兵器の不使用**:ロシアの無責任な核のレトリック、軍備管理体制の毀損、及びベラルーシに核兵器を配備するとの意図は、危険であり、かつ受け入れられない。ロシアによる核兵器の使用の威嚇、ましてやロシアによる核兵器のいかなる使用も許されない。我々の安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、並びに戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づく。
- **核兵器数の減少**:冷戦終結以後に達成された世界の核兵器数の全体的な減少は継続しなければならず、逆行させてはならない。NPTは、国際的な核不拡散体制の礎石であり、核軍縮及び原子力の平和的利用を追求するための基礎として堅持されなければならない。我々は、全ての者にとっての安全が損なわれない形で、現実的で、実践的な、責任あるアプローチを通じて達成される、核兵器のない世界という究極の目標に向けた我々のコミットメントを再確認する。この点に関し、日本の「ヒロシマ・アクション・プラン」は、歓迎すべき貢献。ロシアに対して、新START条約の完全な履行に戻ることを可能とするよう求め、また中国による透明性や有意義な対話を欠いた、加速している核戦力の増強は、世界及び地域の安定にとっての懸念となっている。
- **核兵器の透明性**:核兵器に関する透明性の重要性を強調。米国、仏国及び英国が、自国の核戦力やその客観的規模に関するデータの提供を通じて、効果的かつ責任ある透明性措置を促進するために既にとってきた行動を歓迎。我々は、まだそうしていない核兵器国がこれに倣うことを求める。
- **FMCT、CTBT**:FMCTの即時交渉開始を求める。核兵器又は他の核爆発装置に用いるための核分裂性物質の生産に関する自発的なモラトリアムを宣言又は維持することを求める。CTBTの発効もまた喫緊の事項であり、CTBTが法的拘束力を持つまでの間、核爆発実験に反対するグローバルな規範を堅持することに引き続きコミットし、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発に関するモラトリアムを新たに宣言すること、又は既存のモラトリアムを維持すること求める。核実験を行う用意があるとのロシアの発表を懸念し、ロシアによる核実験モラトリアムの遵守を求める。

G7広島サミットでの核不拡散、核セキュリティ等に係る言及 核軍縮に関するG7広島ビジョン-2

(2023年5月19日)

● **核不拡散:**

- ✓ 核兵器のない世界は、核不拡散なくして達成できない。関連する国連安保理決議に従った、核兵器及び既存の核計画、並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の、北朝鮮による完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な放棄という目標への揺るぎないコミットメントを改めて表明。
- ✓ 北朝鮮に対し、核実験又は弾道ミサイル技術を使用する発射を含め、不安定化をもたらす、又は挑発的ないかなるその他の行動をも自制するよう求める。北朝鮮は、NPTの下で核兵器国の地位を有することはできず、有することは決してない。
- ✓ イランに対し、更なる遅滞なく、核不拡散に関する法的義務及び政治的コミットメントを果たすよう求める。イランの核計画に関する国際的な懸念を解消するためには、外交的解決が引き続き最善の方法である。この文脈において、包括的共同作業計画(JCPOA)は、引き続き、有益な参考となる。

- **原子力の平和的利用と3Sの確保:** 全ての国に対し、次世代原子力技術の展開に関連するものを含め、原子力エネルギー、原子力科学及び原子力技術の平和的利用を促進する上で、保障措置、安全及び核セキュリティの最高水準を満たす責任を、真剣に果たすよう強く求める。さらに、ロシアによるウクライナの原子力施設を管理しようとする試みに深刻な懸念を表明。これは、原子力安全及び核セキュリティ上の深刻なリスクをもたらすもので、原子力の平和的利用の追求というNPTの下でのウクライナの権利を完全に無視するもの。我々は、核不拡散体制の基本的な構成要素として、IAEAの最高水準の保障措置の実施及び追加議定書(AP)の普遍化の重要性を再確認する。

- **民生用Puの管理の透明性向上:** 民生用Puの管理の透明性が維持されなければならないことを強調。民生用プログラムを装った軍事用プログラムのためのPuの生産又は生産支援のいかなる試みにも反対する。この点に関し、Pu管理指針(INFCIRC/549)の実施の重要性を強調する。同様に、HEUの民生保有量を管理する必要性を認識。世界中の兵器利用可能な核物質の民生目的での生産と蓄積を削減するための取組を優先することにコミットする。